

しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合は、同表に定める措置を講じる。

- 2 統括当直長及び燃料管理課長は、別表9に定めるインターロックが作動すべき事態に至ったと判断されるにもかかわらず作動しない場合は、事態の拡大を防止するため、当該インターロックの作動と同等の措置を講じる。

(漏えいを検知した場合の措置等)

第58条 統括当直長は、別表18に定める漏えい液受皿において漏えいを検知した場合は、速やかに次の措置を講じる。

(1) 別表18の「適用される状態」に定める溶液の移送を停止する。

(2) 別表18に定める漏えいを回収する系統が設置された漏えい液受皿における漏えいの場合は、当該系統により漏えい液を回収する。

(3) プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備における漏えい以外の場合は、安全蒸気系を起動し、漏えい液を回収する。

- 2 統括当直長は、別表27に定める漏えい液受皿の溶液を同表に定める機器に移送する場合は、プルトニウム濃度が \blacksquare mgPu/L以下であることを分析により確認する。

- 3 統括当直長は、分配塔セル、プルトニウム精製塔セル及び精製建屋一時貯留処理槽第1セルで有機溶媒が漏えいした場合は、漏えいした有機溶媒を回収する措置を講じる。

(臨界警報装置が作動した場合の措置)

第59条 統括当直長は、臨界警報装置が作動した場合は、直ちに別表5の監視対象区域から人を退避させる。

(インターロック等の作動等の後の復帰措置)

第60条 統括当直長は、別表9において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表18に定める漏えい検知装置の作動等により設備の停止等に至った後に、作動前の状態に復帰する場合は、工場長の承認を得る。

- 2 工場長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を得る。

第4章 核燃料物質の管理

第1節 核燃料物質の管理に係る計画、実施、評価及び改善

(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)

第61条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように核燃料物質の管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。

2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)

第62条 事業部長は、前条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第2節 通則

(管理上の一般事項)

第63条 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ、貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。
- (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。
- (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。

2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケットの取扱い、製品(ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物)の貯蔵等を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 別表7に定める最大貯蔵量を超えない。
- (2) 別表28に定めるつり上げ高さの制限等を満足する。
- (3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限等を満足させる措置を講じる。

3 燃料管理課長は使用済燃料貯蔵設備において、また、脱硝課長はウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備において、それぞれ目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する等、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「再処理規則」という。)第15条に基づき必要な措置を講じる。

4 各課長は、放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質(使用済燃料、使用済燃料から分離された核燃料物質及びこれらと合わせて管理する核燃料物質並びに第5項及び第6項に定める核燃料物質は除く。)を取り扱う場合は、次の事項を遵守するとともに、取り扱う核燃料物質の種類及び量並びに保安上の措置について核燃料取扱主任者の審査を受けた上で、事業部長の承認を得る。

- (1) 核燃料物質の搬入前に、搬入元から必要な書類等の提供を受け、別表28の2に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。
- (2) 核燃料物質の貯蔵は、施錠又は立入制限の措置を講じた所定の貯蔵場所において行う。

- (3) 貯蔵場所の周辺の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。
- 5 統括当直長は、模擬燃料集合体の燃料被覆管せん断片等を保管する場合は、容器に詰めた上でハル・エンドピース貯蔵建屋のハル・エンドピース搬送室において行う。
- 6 統括当直長は、酸化ウラン粉末として回収した劣化ウランを保管する場合は、容器に詰めた上で、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室又はウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールにおいて行う。
- 7 前処理課長は第5項の保管場所において、また、脱硝課長は前項の保管場所において、それぞれみだりに人の立入りができないように施錠、区画等の措置を講じるとともに、保管場所の周辺の目につきやすい場所に保管上の注意事項を掲示する。

第3節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等

(搬入する使用済燃料の確認)

第64条 技術課長は、再処理施設に使用済燃料を搬入する場合は、事前に搬入元から必要な書類等の提供を受け、再処理施設に受け入れる使用済燃料が別表29を満足するものであることを確認する。

2 技術課長は、前項の確認結果を燃料管理課長に通知する。

(輸送容器の取扱い)

第65条 輸送技術課長は、再処理施設に使用済燃料を収納した輸送容器を搬入する場合は、法律第59条第2項に基づく運搬確認証の写し等及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。

- (1) 第64条第1項に基づく確認を行った使用済燃料が収納されている。
- (2) 輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率が $100\mu\text{Sv/h}$ を超えない。
- 2 燃料管理課長は、使用済燃料を収納した輸送容器を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン又は使用済燃料輸送容器移送台車を用いる。
- (2) 一時保管する場合は、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫内の所定の保管位置で行う。
- 3 燃料管理課長は、輸送容器を移送する場合は、燃料仮置きピット上を通過しないようにする。

(使用済燃料の取出し等)

第66条 燃料管理課長は、輸送容器からの使用済燃料の取出し又は第67条に基づく確認を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 輸送容器のふたの開放及び使用済燃料の取出しは、輸送容器を燃料取出しピットの間床上で防染バケツに収納した上で、下段床上につり降ろして行う。
- (2) 使用済燃料は、燃料取出し装置により、1台当たり1体ずつ取り扱う。

- (3) 第 64 条第 1 項に基づく確認を行った使用済燃料であることを確認する。
- (4) 前号の確認を終えた使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きする。

(使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認)

第 67 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする前又は燃料貯蔵プールに移送する前に、燃焼度計測装置により使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度を確定し、使用済燃料の平均濃縮度が 3.5wt%以下であることを確認する。

ただし、照射前の平均濃縮度が 3.5wt%以下である使用済燃料の平均濃縮度の確認については、第 64 条に定める書類等による照射前の平均濃縮度の確認により代えることができる。

(使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送)

第 68 条 燃料管理課長は、前条の確認を終了した使用済燃料を燃料貯蔵プールに移送する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を仮置きする場合は、燃焼度計測後燃料仮置きラックに収納する。
 - (2) 前条に基づき確定した平均濃縮度が 2.0wt%を超える使用済燃料及び輸送容器内で容器に収納された状態で輸送された使用済燃料は、燃焼度計測後燃料仮置きラックにおいて燃料収納缶に収納する。
 - (3) 使用済燃料は、燃料取出し装置又は燃料移送水中台車により取り扱う。
- 2 燃料管理課長は、前項において使用済燃料を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料取出し装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (2) 燃料移送水中台車により燃料収納缶に収納した使用済燃料を取り扱う場合は、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (3) 燃料移送水中台車により前号以外の使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車にバスケットを積載して取り扱う。

(使用済燃料の貯蔵等)

第 69 条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに収納する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料は、燃料取扱装置により、1 台当たり 1 体ずつ取り扱う。
 - (2) 燃料収納缶に収納した使用済燃料は、高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。
 - (3) 前号以外の使用済燃料は、低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納する。
- 2 統括当直長は、燃料貯蔵プール等で使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合においては、次の事項を遵守する。
- (1) プール水の水質を別表 31 に定める値に保つ。
 - (2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値に回復させる措置を講じる。

(チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い)

第70条 燃料管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおいて使用済燃料を取り扱う場合は、燃料取扱装置により1体ずつ取り扱う。

(使用済燃料の送出し)

第71条 燃料管理課長は、使用済燃料を燃料貯蔵プールから燃料送出しピットに移送する場合は、燃料取扱装置又は燃料移送水中台車を用いるとともに、次の事項を遵守する。

(1) 燃料取扱装置により使用済燃料を取り扱う場合は、1台当たり1体ずつ取り扱う。

(2) 燃料移送水中台車により使用済燃料を取り扱う場合は、燃料移送水中台車上にバスケットを積載して取り扱う。

2 統括当直長は、使用済燃料を収納したバスケットを燃料送出しピットからせん断処理施設に移送する場合は、バスケット取扱装置又はバスケット搬送機を用いるとともに、次の事項を遵守する。

(1) 使用済燃料を収納したバスケットを仮置きする場合は、バスケット仮置き架台に仮置きする。

(2) バスケット取扱装置により使用済燃料を収納したバスケットをつり上げる場合は、バスケットにふたを設置する。

第4節 製品の貯蔵

(ウラン酸化物の貯蔵)

第72条 統括当直長は、ウラン酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ウラン酸化物を収納したウラン酸化物貯蔵容器は、貯蔵バスケットに収納し、ウラン酸化物貯蔵建屋の貯蔵室で貯蔵する。

(2) ウラン酸化物貯蔵容器の移送は、移載クレーン若しくは貯蔵容器搬送台車により行うか、又は、貯蔵容器搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。

(3) ウラン酸化物貯蔵容器を収納した貯蔵バスケットの移送は、貯蔵室クレーン若しくはバスケット搬送台車により行うか、又は、バスケット搬送台車に積載して昇降リフトにより行う。

(ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)

第73条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールで貯蔵する。

(2) ウラン・プルトニウム混合酸化物を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、昇降機、貯蔵台車、貯蔵容器台車、移載機又は払出台車により行う。

第5章 保守管理

第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善

(保守管理に係る計画及び実施)

第74条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように保守管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。

事業部長は、「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定めるに当たり、技術本部長と協議する。

- 2 事業部長は、保安の向上に資するため、前項の計画において、保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報及び第12条に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を他の再処理事業者と共有するための措置について定める。
- 3 事業部長は、第1項の計画において、別表31の2に定める再処理施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置について、以下の事項を定める。
 - (1) 別表31の2の対象に係る基準
 - (2) 経年変化により想定される事象等を検知するための点検等の計画及び当該事象を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む。）
 - (3) 性能の維持に必要な部品交換等の措置及び検査、それらの記録の作成等
 - (4) あらかじめ想定していない変化等により部品交換等が必要となった場合における設計及び工事の方法の認可に係る申請並びに使用前検査の受検の要否の確認
 - (5) その他、本項を適切に運用するために必要な事項
- 4 各職位は、第1項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(保守管理に係る評価及び改善)

第75条 事業部長及び技術本部長は、前条第4項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

- 2 技術本部長は、前項に定める必要な措置として前条第1項に基づく規定の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。

第2節 施設定期自主検査等

(施設定期自主検査等の実施及び報告)

第76条 別表32、別表33、別表34及び別表35に定める担当課長は、関係課長と協議した上で、施設定期自主検査等の実施計画を作成し、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

- 2 前項の担当課長は、前項の計画に基づき施設定期自主検査等を実施する。

- 3 第1項の担当課長は、第1項の検査を終了した後、検査項目、実施年月日及び結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、第1項の関係課長に通知する。

第3節 保守及び改造

(保守作業の実施)

第77条 管理担当課長は、別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合、第3章(第3節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合、第56条第1項第4号に該当する場合並びに閉じ込め機能を有する機器及び系統から液体状又は固体状の核燃料物質が漏えいした場合において、その原因を調査した結果、保守が必要と判断した場合は、当該設備等の保守担当課長に必要な保守作業を依頼し、正常な状態に復帰させる。

- 2 保守担当課長は、前項の保守作業の実施に当たっては、保守作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。
- 3 保守担当課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る保守作業を行う場合は、保守作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した保守作業実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに保守作業を実施する場合は除く。

- (1) 保守作業の目的
- (2) 保守作業を行う設備等
- (3) 保守作業工程
- (4) 保守作業実施体制
- (5) 保守作業の内容及び保安上必要な措置

- 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。
- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした保守作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。

(保守作業後の措置)

第78条 保守担当課長は、前条の規定に基づく保守作業を行った場合は、当該設備等の点検又は性能試験により正常に機能することを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。

- 2 保守担当課長は、前条第3項に基づき保守作業を行った場合は、前項の結果及びその評価を事業部長に報告する。
- 3 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(改 造)

第 79 条 各課長は、再処理施設の改造を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。

2 前項の課長は、安全上重要な施設の安全機能に係る改造作業を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した改造計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。

- (1) 改造の目的
- (2) 改造を行う設備等
- (3) 改造工程
- (4) 改造実施体制
- (5) 改造の内容及び保安上必要な措置

3 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。

(改造後の措置)

第 80 条 各課長は、前条の規定に基づく改造作業を実施した場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。

2 前項の課長は、前条第 2 項の改造作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の課長は事業部長に、技術本部の課長は技術本部長及び事業部長に報告する。

3 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第6章 放射性廃棄物管理

第1節 放射性廃棄物管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)

第81条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように放射性廃棄物管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。

2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)

第81条の2 事業部長は、前条第1項の計画において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、汚染のおそれのない管理区域内又は汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域のうち第92条に基づきグリーン区域に区分した区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び当該区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。

(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。

① 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

② 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

③ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。

(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出す

るまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)

第 82 条 事業部長は、第 81 条第 2 項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第 2 節 放射性固体廃棄物

(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)

第 83 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体（せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第 12 項第 5 号に基づき保管廃棄する場合は除く。）が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。

2 別表 35 の 2 に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。

設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。

- (1) 安全上重要な施設の機能を損なうおそれがない。
- (2) 放射線管理上の支障を及ぼさない。
- (3) 雑固体への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。
- (4) 安全避難通路その他の保安上必要な通路の妨げにならない。
- (5) 前各号のほか、この規定に基づく措置に対して支障を及ぼさない。

3 前項の課長は、一時集積場所において、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 一時集積場所を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。
- (2) 一時集積場所において可燃性又は難燃性の雑固体を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納し、以下に該当する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。
 - ① 金属製の容器への収納が検査、処理等の作業の支障となる場合
 - ② 雑固体が金属製の容器に収納できない大きさである場合
- (3) 必要な放射線防護上の措置を講じる。
- (4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持するために必要な措置を講じるとともに、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を踏まえ、必要な安全対策を講

じる。

(5) 一時集積場所の設定が不要となった場合は、雑固体の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。

- 4 統括当直長は、毎日1回以上、一時集積場所における雑固体の保管状況を確認する。
- 5 第2項の課長は、一時集積場所に保管した雑固体を遅滞なく廃棄するため、次の各号に定める措置を講じる。
 - (1) 第12項第4号の方法により廃棄する場合は、遅滞なく雑固体の搬出に必要な措置を講じるとともに廃棄物管理課長に当該雑固体の引取りを依頼する。ただし、廃棄物管理課長が所管する雑固体を第12項第4号の方法により廃棄する場合は、遅滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
 - (2) 燃料管理課長が所管する雑固体を第8項の方法により廃棄する場合（廃棄物管理課長に引取りを依頼するものを除く。）は、遅滞なく当該廃棄を行うために必要な措置を講じる。
- 6 前項第1号の依頼を受けた廃棄物管理課長は、輸送技術課長と協議の上、当該雑固体の運搬計画を作成する。
- 7 第5項第1号に基づき雑固体の引取りを依頼した課長は、前項の運搬計画に基づき雑固体を搬出する。
- 8 燃料管理課長は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した第1項の雑固体をドラム缶等に詰めるとともに、低レベル廃液処理設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で発生した低レベル濃縮廃液を低レベル濃縮廃液処理系でドラム缶内に固化し、それぞれ第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の第1低レベル廃棄物貯蔵室又は第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の第4低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄するほか、雑固体を詰めたドラム缶等については使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物の貯蔵室に保管廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。

ただし、低レベル濃縮廃液の固化に係る操作は統括当直長が行う。
- 9 燃料管理課長は、使用済燃料による総合試験において雑固体を廃棄する場合は、前項に基づき廃棄するか、第5項第1号に基づき廃棄物管理課長に引取りを依頼する。
- 10 燃料管理課長は、使用済燃料集合体から取り外したチャンネルボックス及びバーナブルポイズンをチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの水中でそれぞれ第1チャンネルボックス切断装置及び第1バーナブルポイズン切断装置により切断した後、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に搬出する。
- 11 廃棄物管理課長は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋で受け入れたチャンネルボックス及びバーナブルポイズンを、ピット水の中でそれぞれ第2チャンネルボックス切断装置及び第2バーナブルポイズン切断装置により切断した後、収納容器に収納してドラム缶等に詰め、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
- 12 統括当直長は、放射性固体廃棄物（第8項及び前項に基づき燃料管理課長及び廃棄物管理課長が保管廃棄するものは除く。）を次の各号に基づき廃棄する。

ただし、雑固体の圧縮減容に係る操作は廃棄物管理課長が行う。

- (1) 高レベル廃液処理設備からの高レベル濃縮廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗浄廃液及び不溶解残渣廃液は、高レベル廃液ガラス固化設備でほうけい酸ガラスによりガラス固化し、高レベル廃液ガラス固化建屋又は第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟のガラス固化体貯蔵設備で保管廃棄する。
 - (2) 低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系からの低レベル濃縮廃液は、低レベル濃縮廃液処理系で乾燥及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
 - (3) 溶媒処理系からの廃溶媒は、廃溶媒処理系で熱分解及び圧縮成型し、ドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。
 - (4) 第1項の雑固体（第8項の雑固体は除く。）は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室（使用済のよう素フィルタはフィルタ貯蔵室）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の貯蔵室に保管廃棄する。また、第8項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取ったドラム缶等は、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第11貯蔵室、第12貯蔵室又は第13貯蔵室に保管廃棄する。

なお、第9項に基づき燃料管理課長から廃棄物管理課長が引き取った雑固体は、雑固体廃棄物処理系において焼却し、廃溶媒処理系で圧縮成型した後ドラム缶等に詰めるか、雑固体廃棄物処理系において圧縮減容した後ドラム缶等に詰めるか、又はそのままドラム缶等に詰め、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。
 - (5) ハル及びエンドピース並びにせん断・溶解に伴い発生する放射性固体廃棄物（第1項に基づき雑固体として措置する場合は除く。）は、ドラムに詰めた後、ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの中で保管廃棄する。
 - (6) ハル・エンドピース貯蔵系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系で発生した廃樹脂及び廃スラッジは、それぞれハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の廃樹脂貯槽に保管廃棄する。
 - (7) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵において発生した廃樹脂及び廃スラッジは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の廃樹脂貯槽に保管廃棄する。
- 13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じる。
- 14 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備に保管廃棄さ

れた放射性固体廃棄物の保管量を第 125 条に基づく記録により確認する。

- 15 放射性固体廃棄物を保管廃棄する設備の管理担当課長は、所管する設備の周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。

(高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄)

第 84 条 ガラス固化課長は、ガラス固化に用いるガラス固化体容器が別表 36 を満たすことを確認する。

- 2 統括当直長は、前条第 12 項第 1 号に基づきガラス固化を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 高レベル廃液混合槽における放射性物質濃度の分析値、供給液槽からの高レベル廃液の移送量及び製造するガラス固化体の熔融ガラス重量の目標値に基づき算定されるガラス固化体 1 本当りでの発熱量が 2.3kW 以下になるようにする。

(2) ガラス固化体をガラス固化体除染室に移送する前に、ふたを溶接する。

(3) 別表 37 に基づきガラス固化体の検査を行う。

- 3 統括当直長は、前条第 12 項第 1 号に基づきガラス固化体を保管廃棄する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ガラス固化体貯蔵設備の収納管に収納する。

(2) 収納管 1 本当りでのガラス固化体積み段数は、高レベル廃液ガラス固化建屋においては 7 段、第 1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては 9 段をそれぞれ超えない。

(3) 収納管 1 本に収納するガラス固化体の前項第 1 号に基づき算出した発熱量(ただし、熔融ガラス重量はガラス固化体重量の計測値に基づく。)の合計値が高レベル廃液ガラス固化建屋においては 16.1kW 以下、第 1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟においては 20.7kW 以下となるようにする。

- 4 統括当直長は、第 2 項及び前項においてガラス固化体を移送する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 固化セル移送台車、固化セルパワーマニプレータ、ガラス固化体取扱ジブクレーン、除染装置(ガラス固化体のつり上げ機構)、ガラス固化体検査室天井クレーン、ガラス固化体検査室パワーマニプレータ、トレンチ移送台車、ガラス固化体受入れクレーン又は第 1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンを用いる。

(2) 別表 38 に定めるつり上げ高さの制限を満足する。

(3) 前号を満足していないと判断した場合は、前号の制限を満足させる措置を講じる。

(熱分解装置への窒素ガスの供給等)

第 85 条 統括当直長は、第 83 条第 12 項第 3 号の廃溶媒を熱分解装置で熱分解する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 熱分解装置内での可燃性ガス等の燃焼を抑制するため、熱分解装置に窒素ガスを供給する。

(2) 熱分解装置の内部温度が異常に上昇した場合は、外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する。

- (3) 熱分解装置からの廃ガス中の可燃性ガスを燃焼させるための措置を講じる。
- (4) 前号を満足していないと判断した場合は、廃溶媒供給を停止する。

第3節 放射性液体廃棄物

(海洋への放出)

第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。
 - (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。
 - (3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。
- 2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。
- 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

(高レベル廃液濃縮缶の硝酸温度等)

第87条 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で硝酸を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 高レベル廃液濃縮缶の上部、中央部及び下部の溶液温度の平均が55℃に達した場合は、55℃未満に回復させる措置を講じる。
 - (2) 高レベル廃液濃縮缶の上部、中央部及び下部の溶液温度のいずれかが65℃を超えた場合は、濃縮運転を停止する措置を開始する。
- 2 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で高レベル廃液を取り扱う場合は、高レベル廃液濃縮缶に安全冷却水系から冷却水を供給する。
- ただし、発生する蒸気を凝縮させるため凝縮器に冷却水を供給し、高レベル廃液の濃縮運転を行う場合(加熱・冷却の切替え操作中を含む。)は除く。
- 3 統括当直長は、高レベル廃液濃縮缶で高レベル廃液を取り扱う場合は、高レベル廃液濃縮缶下部溶液温度計保護管内の圧力を高レベル廃液濃縮缶内よりも高い状態とし、これを満足していないと判断した場合は、回復措置を講じる。

第4節 放射性気体廃棄物

(大気への放出)

第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量

告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。

(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。

2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

第7章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射線管理に係る計画及び実施)

第89条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように放射線管理に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。

2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(放射線管理に係る評価及び改善)

第90条 事業部長は、前条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第2節 区域管理

(管理区域)

第91条 管理区域並びに管理区域のうち汚染のおそれのない区域及び通常人の立入りを禁止する区域は、別図3に示す区域とする。

2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれがある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。

3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。

4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。

5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の再処理の事業に関する業務を行う者に周知する。

6 放射線安全課長は、第1項に定める通常人の立入りを禁止する区域においては、区画、施錠等により人の立入りを禁止する。

(管理区域の区域区分)

第92条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表43に従って区分する。

(管理区域内の特別措置)

第93条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める場所が生じた場合は、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立入りを制限する。

ただし、第 99 条に基づき実施する作業においては、同条に基づき放射線防護上の措置を講じる。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 0.5mSv を超える区域
 - (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える区域
- 2 統括当直長及び各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、第 99 条第 1 項に基づき放射線安全課長の承認を得る。

（飲食及び喫煙の禁止）

第 94 条 放射線安全課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

（管理区域への出入管理）

第 95 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者
- 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。
- (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。
 - (2) 各職位は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。
- 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。
- (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。
 - (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。
- 4 放射線安全課長は、第 2 項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。
- 5 放射線安全課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。
- 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。
- (1) 管理区域出入管理室を経由する。
ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。
 - (2) 個人線量計を着用する。
ただし、第 1 項第 2 号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。

- (3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用する。
ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。
- (4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。
- 7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。

(保全区域)

第 96 条 保全区域は、別図 4 に示す区域とする。

- 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第 97 条 周辺監視区域は、別図 5 に示す区域とする。

- 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

第 3 節 被ばく管理

(線量の評価及び通知)

第 98 条 放射線管理課長は、第 95 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。

- 2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。

- 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 44 に基づいて評価し、別表 45 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 45 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

- 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。

- 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 110 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 45 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

- 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 45 の 3 に

基づいて評価し、別表 45 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

(作業に伴う放射線管理)

第 99 条 統括当直長及び各課長は、第 91 条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第 93 条第 1 項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第 93 条第 1 項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、前項の課長又は統括当直長に指導・助言を行う。

(床、壁等の除染)

第 100 条 統括当直長及び各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線安全課長に連絡する。

2 放射線安全課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長又は統括当直長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。

3 前項の課長又は統括当直長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線安全課長の確認を得る。

第 4 節 線量当量等の測定

(線量当量等の測定)

第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。

ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。

2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。

(放射線測定器類の管理)

第 102 条 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

第5節 環境監視

(環境監視)

第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。

2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。

3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。

第6節 物品移動の管理

(物品の移動)

第104条 放射線安全課長は、管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に物品を移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に物品を搬出する場合は、物品の表面密度が別表49に定める値を超えていないことを確認する。

(事業所内の運搬)

第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じる。

2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。

(事業所外への搬出)

第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ搬出する場合は、事業部長の承認を得る。

第8章 非常時の措置

第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善

(非常時の措置に係る計画及び実施)

第107条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように非常時の措置に関する計画として「再処理事業部 異常・非常時対策要領」を定め、文書化する。

2 各職位は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(非常時の措置に係る評価及び改善)

第108条 事業部長は、前条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第2節 事前対策

(非常時対策組織)

第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速且つ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。

2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。
ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

(非常時要員)

第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。

(緊急作業従事者)

第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。

- (1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者

(非常時用器材の整備)

第 111 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。

(通報系統)

第 112 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

第 3 節 初期活動

(通 報)

第 113 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。

2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。

(応急措置)

第 114 条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。

2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。

第 4 節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第 115 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

(非常時対策活動)

第 116 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 112 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

3 第 98 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を

講じる。

- (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第 117 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。

第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第 118 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

第 6 節 保障措置分析所に係る措置

(保障措置分析所に係る措置)

第 119 条 事業部長は、非常時における核管センターとの連携、協力について、あらかじめ定めておく。

- 2 非常時対策組織の本部長は、前項の定めに基づき必要な措置を講じる。